

# 遠隔手話通訳等サービスをご利用ください！

## 窓口用タブレットによる 遠隔手話通訳等サービス

窓口用タブレットによる遠隔手話通訳、音声言語の文字化及び筆談の各サービスを利用できます。



筆談

手話

音声認識



職員は音声認識、利用者は筆談 ビデオ通話で手話通訳

職員の声声を文字化

### サービス提供場所

- ・本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館及び第二分庁舎分館分室の各課窓口  
※福祉部障害者福祉課に設置されたタブレット端末を共用
- ・各特別出張所

## ご自身のスマートフォン等による 遠隔手話通訳サービス

来庁者ご自身のスマートフォンで各課窓口に用意されたQRコードを読み込むことで、遠隔手話通訳サービスを利用できます。

※接続に係る費用（通信料）については、来庁者の負担となります。



①QRコードを各課窓口で読取り

②ビデオ通話で手話通訳

### サービス提供場所

- ・QRコードを設置している各課窓口



※本事業は「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を推進するため、令和3年1月4日より実施しています。

※サービス提供時間は各課窓口の開庁時間に準じます。